

現行民法典を創った人びと (2) 総裁・副総裁 2 : 松方正義・清浦奎吾・曾禰荒助

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院教授

<https://hdl.handle.net/2324/15929>

出版情報 : 法学セミナー. 54 (6), pp.78-80, 2009-06-01. NIPPON HYORONSHA
バージョン :
権利関係 :

総裁・副総裁②——松方正義・清浦奎吾・曾禰荒助

九州大学教授 七戸克彦

松方正義 (1835-1924)

1 前回述べたように、法典調査会の議長は、①明治26年3月の創設から翌27年3月までの主査会・総会（いずれも週1回、通常は金曜日4:30開会、終了時の取り決めなし²⁾）については伊藤博文総裁、明治27年3月の組織改編以降は、

②同年4月から翌28年7月までの委員会（週2回（火・金）4:30～9:00）については西園寺公望副総裁が務めていたが、③夏期休暇後の28年9月以降の委員会（週3回（月・水・金）3:30～7:00）には西園寺副総裁も顔を見せなくなり、議長席には箕作麟祥委員が着座していた。

審議回数の増加は、明治25年11月24日法律第8号「民法及商法施行延期法律」の定める施行延期期限（明治29年12月31日）までに既成法典の修正を完了させるためである。

だが、その一方において、②明治27年4月10日第2回委員会以降（代理に関する原案105条・現行104条以降）の審議は、村田保ら委員の希望により終了時刻が決められたため、検討不充分のまま端折られることもあった。同年3月の組織改編で主査会・総会の二重審議を廃止した結果、代理以降の条文に関しては、審議時間の絶対量が減少しているが、現行104条以降に関しては、終了時刻制限の結果、審議時間がさらに少なくなったことになる。

しかも、このような急速処理にもかかわらず、審議は明治28年10月11日ようやく債権編を終えて14日より親族編に入った段階にあった。そこで、伊藤博文は、前年12月の総則編に関する整理会と同様、12月に開催される物権編・債権編の整理会審議を終えた段階で、これら財産法部分のみを第9帝国議会に上程することとし、翌明治29年1月28日付で穂積陳重・富井政章・梅謙次郎の3起草委員を「法典修正案二関スル政府委員」に任命した。これは、旧民法が財産法部分と家族法部分の2回に分けて公布されたのと、結果的に同様の処理である。

だが、日清戦争後初の議会である第9議会は、伊藤内閣の対外政策に対する対外硬派（硬六派）の弾



壮年時代の松方(撮影年月日不詳)¹⁾

劾で大荒れになり、そのため「民法修正案」は2月26日になってようやく衆議院での審議に入り、翌3月17日開始の貴族院審議も短期で終わり3月23日可決成立、翌4月23日法律第89号として公布された³⁾。結局、現行民法の法典調査会における起草ならびに議会での

審議に費やされた時間も、延期派が拙速主義と批判した旧民法の審議と大差なかったわけである。

一方、法典調査会は、2月17日より不動産登記法の審議に入ったため、民法の審議は4月15日まで中断され、4月15日より週2回のペースで再開されるが、5月25日以降の相続編の審議は、同月29日の商法審議開始後週1回に減り、11月16日以降再び週2回となって12月16日に委員会審議を終了する。ところが、明治27年、28年と毎年12月に開催されていた整理会は、この年には開かれなかった。

2 というのも、その間に、政局には変化が生じていた。議会対策に苦慮する伊藤は、同年4月の自由党総裁・板垣退助の入閣に加えて、進歩党党首・大隈重信の入閣を図るも、板垣に反対され、さらに政党嫌いの山県有朋の協力も得られず辞任、首相は松方正義に代わってしまったのである（9月18日第2次松方内閣）。西園寺は引き続き外相兼文相に留任したが、しかし、法典調査会の総裁・副総裁は、11月5日松方首相・清浦奎吾法相に交替する。

さて、ここでようやく松方の話になるが、結論的に言えば、松方は法典調査会の運営をすべて副総裁の清浦に委ね、自らは1度も顔を出さなかった。それゆえ、松方の功績は、第10議会において「法典ノ施行延期二関スル法律」(明治29年12月29日法律第94号)を成立させ、施行期限を明治31年6月30日まで再延長した点に尽きる。

1) [写真出典] 長崎大学附属図書館所蔵。
 2) なお、夏期休暇後の第10回主査会(明治26年10月3日・火)以降、7時を目処に20分程度の休憩をとることが恒常化する。
 3) その詳細については、広中俊雄(編著)『第9回帝国議会の民法審議』(有斐閣、1986年)参照。

清浦奎吾(1850-1942)

1 山県有朋の「四天王」⁵⁾の一人・清浦奎吾は、肥後国山鹿郡来民村(熊本県山鹿市)の生まれ、元治2年(1865年)数え16歳で豊後・日田の咸宜園(広瀬淡窓塾)に入塾、同期には、同い年ながら後に配下として働く横田国臣のほか、



司法次官時代(明治25-29年、42-46歳)の清浦⁴⁾

倉富勇三郎もいた⁶⁾。維新後の明治5年23歳の清浦は、元・日田県令の松方正義を頼って上京するも不在のため面会できず、結局、咸宜園の知己である埼玉県令・野村盛秀の周旋で埼玉県に出仕、その後、明治9年司法省検事に転じて治罪法制定に携わった後、明治14年参事院議官補となった。山県に見出されるのは、翌明治15年欧州憲法調査に赴いた伊藤博文に代わり、山県が参事院議長となって以降のことである⁷⁾。明治16年内務卿となった山県により、翌17年34歳の若さで内務省警保局長に抜擢された清浦は、保安条例・集会条例の制定に辣腕を振るった。

その後、第2次伊藤内閣の司法大臣となった山県の下で司法次官に任ぜられた清浦は、法典調査会設置直前の明治26年3月11日に山県が司法大臣を辞任した後も、後任の山県閥・芳川顕正の下で引き続き司法次官を務め、翌4月20日法典調査会の査定委員に任命されている。

上記のように、司法官僚としてのキャリアもある清浦だが、委員時代は、旧・行為無能力者と不在者に関する発言が目を惹く程度で⁸⁾、欠席も多く、審議にはほとんど貢献していない。

2 清浦の活躍は、明治29年9月22日、第2次松方内閣の司法大臣に就任して以降に始まる。

すでに触れたように、松方と清浦は、同年11月5日、法典調査会の総裁・副総裁となるが、その前日(11月4日第193回委員会)まで議長を務めていた箕作麟祥に代わって、11月16日第194回委員会以降議長席に座った清浦法相は、会議日程を再び週2回(月・金)に戻し、相続編の残存部分の審議完了に積極的に乗り出す。この時点では、清浦法相も松方首相も、明治25年「民法及商法施行延期法律」の施行延期期限である明治29年12月31日までの法典成立の望みを捨てていなかったように見える。

だが、12月16日相続編全編の委員会審議が終了し

た後に行われるべき整理会は開催されず、10日後の26日第10議会審議の初日、政府提出の「緊急事件」として、「法典ノ施行延期ニ関法律案」が衆議院に提出され、衆議院は即日同法律案を可決、貴族院も同日これを可決した。なお、この法律は、既成法典施行の再延期期

限を明治31年6月30日としたが、この日限は、議会で清浦法相の説明によれば、第2次伊藤内閣(陸奥宗光外相)時代に調印までこぎ着けた各国との間の改正条約の施行期限が明治32年7月であるため、その1年前の明治31年6月末日までに法典を施行して各国への周知期間をおく必要があったことによる。

3 翌明治30年6月7日から12月17日までの12回の整理会のうち、清浦は10回の議長を務め(残り2回は三浦安)、ついに完成を見た親族編・相続編の法案は、12月21日開会の第11議会に提出された。法案成立に向けて、10月より内閣法制局長官となっていた梅謙次郎(神鞭知常の後任)政府委員のほか、「法典ニ関スル政府委員」として穂積陳重・田部芳・岡野敬次郎を任命する布陣である。

だが、その間、松方首相の薩摩系の藩閥閣僚と大隈外相の進歩党との間には軋轢が生じ、10月末に大隈は内閣を去り、進歩党は今や野党と化していた。その結果、審議初日の12月25日の冒頭、内閣不信任の緊急動議が提出されるや、松方はその場で衆議院を解散し、その結果、民法後2編の修正案は、そのまま審議未了となってしまふ。

しかし、松方内閣も、その後の展望を見出せずに28日に総辞職し、法案の議会提出は、翌明治31年1月12日成立の第3次伊藤博文内閣(文相は西園寺公望、法相は曾禰荒助)に委ねられた。

4) 「写真出典」長崎大学付属図書館所蔵。なお、ホームページの解説には、撮影年代未詳とあるが、蘇峰徳富猪一郎(監修)『伯爵清浦奎吾伝(上巻)』(伯爵清浦奎吾伝刊行会、1935年)352頁と同一写真である。

5) 平田東助(1849-1925)、清浦奎吾、大浦兼武(1850-1918)、白根専一(1850-1898)。

6) 前掲注4)『伯爵清浦奎吾伝(上巻)』38頁。

7) 前掲注4)『伯爵清浦奎吾伝(上巻)』56頁以下。

8) 「法典調査会民法総会議事速記録」『日本近代立法資料叢書12』(商事法務、1988年)205頁、208頁、210頁、232頁、237頁。

會禰荒助(1849-1910)

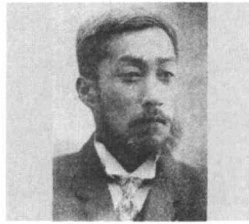
1 ^{そねあらいけ} 會禰荒助は、長州・萩の生まれ、戊辰戦争従軍後、明治元年降伏兵取締、2年御親兵中隊司令の後、3年大阪陸軍兵学寮幼年舎に入学、明治5年～10年フランス留学を命ぜられおり、このとき西園寺公望と面識をもったであろう。

鰻の蒲焼きが突如無性に食べたくなり買い物をした帰り道、紙袋が破けてパリの街中に鰻をぶちまけたのも、この時代である¹¹⁾。

帰国後の明治10年以降19年まで陸軍省に出仕しており、基本的には山県有朋系の人物であるが、明治14年11月より前月創設の参事院議官補を兼任し、明治18年12月の内閣創設時には法制局参事官、翌19年には内閣記録局長と、伊藤博文系の職場にも勤めている。その後、第1次山県内閣の第1議会において衆議院書記官長、第2回総選挙で衆議院議員、第3・第4議会では衆議院副議長となるも、明治26年より特命全権公使としてパリ駐割、ポルトガルとの条約改正に関する本国からの通知を便所に置き忘れる失敗もあったようだが¹²⁾、30年の帰朝後、翌31年1月組閣の第3次伊藤内閣において司法大臣に就任した。

2 一方、法典調査会副総裁の座は、1月21日西園寺公望文相に一旦復帰した後、3月30日法相である會禰に引き継がれる。そして、民法後2編の修正案は、翌4月15日會禰議長の下で改めて1回の整理会(通算第25回)を開催した後、第12議会の明治31年5月19日衆議院に提出された。

3 こうして提出された法案を、衆議院は、同月21日の第1読会において特別委員に付託、特別委員会は、原案①734条・②813条の2箇条につき修正を加え、2日の本会議・第1読会(統)に提出した。審議は、特別委員会の大岡育造委員長らの趣旨説明に続き、賛成・反対の両意見が出たが、賛成多数で第2読会に入り、同読会では、特別委員会修正のうち①734条2項削除に対する穂積陳重政府委員らの反対意見のほか、議員独自の修正案も提出されたが、①734条については原案通りとし、②813条についてのみ特別委員会の修正案を可決、引き続き行われた第3読会においても起立多数により可決された法案は、同日貴族院に送付された¹³⁾。



撮影年月日不明。司法大臣時代(明治31年、49歳)の写真か¹⁰⁾

これを受けて、貴族院は、翌6月3日の第1読会において、法案審議を15名の特別委員に付託したが、伊藤首相・會禰法相も出席した7日の特別委員会において、12月までの審議延長を求める旨の提案がなされ、10日の本会議・第1読会でも、延長案の提案者・加藤

弘之委員に対して、伊藤首相自ら防戦に務めるなど、民法典論争以来の断行派・延期派の争いは、最後の最後までもつれ込んだ。しかし、採決の結果、総議員数232人中賛成28人・反対204人により継続審議案は否決、その後、議事は第2読会・第3読会と進んで、同日のうちに法案は可決成立した¹⁴⁾。

4 このようにして、伊藤は、最後は自らの手で民法典全編の完成までこぎ着けた。薄氷を踏む勝利であったが、しかし、それとて所詮は局地戦での戦果にすぎない。というのも、この日衆議院では自由・進歩両党の提携により増税法が否決され、伊藤は同日のうちに衆議院を解散、その結果、審議未了の商法典に関しては、施行延定期限の切れた7月1日より旧商法を施行せざるを得なかったからである¹⁵⁾。

一方、第3次伊藤内閣もまた、議會解散後の展望を見出せないまま6月25日に総辞職する。民法典後2編が6月21日法律第9号として公布された4日後のことであった。

10) [写真出典]『警察時事年鑑1979(歴代法務大臣特集)』(警察文化協会、1978年)口絵写真。

11) 長田偶得『(逸事奇談)明治六十大臣』(大学館、1901年)110～111頁。

12) 伊藤博邦(監修)＝平塚篤(編)『続伊藤博文秘録』(春秋社、1930年)84頁〔栗野慎一郎談〕。

13) 「第12回帝国議會衆議院議事速記録第3号」20頁以下、「第11号」172頁以下。

14) 「第12回帝国議會貴族院議事速記録第12号」146頁以下、「第16号」241頁以下。

15) その後、政府は、法典調査会に第12議会提出の商法修正案を再修正させ、再修正案は、第2次山県内閣(法相は清浦奎吾)により、第13議会の貴族院に明治32年1月9日に提出され、貴族院はこれを同月24日に可決して衆議院に送付、衆議院は、1月31日、2月25日審議の結果法案を可決し、明治32年3月9日法律第48号として公布された。志田鉦太郎『日本商法典の編纂と其改正』(明治大学出版部、1933年……〔復刻版〕新青出版、1995年)52頁以下、88頁以下。

(しちのへ・かつひこ)